

調達要求番号：6NM51A00095

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号		仕 様 書 番 号		
空調機等賃貸借		第 5 8 号		
	防衛大臣承認	令和	年	月 日
	作 成	令和	8 年	7 月 2 4 日
	変 更	令和	年	月 日
	作成部隊等名	霞目駐屯地業務隊管理科		

- 1 件 名
空調機等賃貸借
- 2 適用範囲
本仕様書及び図面は、陸上自衛隊霞目駐屯地において実施する、「空調機等賃貸借」について適用する。
- 3 役務概要
空調機等の賃貸借及び据付・撤去を実施する。
- 4 実施場所
宮城県仙台市若林区霞目 1－1－1 陸上自衛隊霞目駐屯地
(詳細は別紙による。)
- 5 期 間
賃貸借期間及び据付・撤去日は以下のとおり。

(1) 賃貸借期間
令和 8 年 8 月 1 8 日 (火) ～ 令和 8 年 1 0 月 1 5 日 (木)

(2) 据 付
令和 8 年 8 月 1 8 日 (火)

(3) 撤 去
令和 8 年 1 0 月 1 5 日 (木)
- 6 規格数量
規格及び数量は以下のとおり。

	品 名	規 格	数 量	備考
1	移動式クーラー	6 P S 標準部品付	3 台	保守・期間中のオイル交換・エレメント交換も含む
2	キャブタイヤケーブル	2 C T 8 s q × 3 0 m	3 本	
3	発電機 D S / S	25/20kVA オイルフェンス /BIG	3 台	

7 一般事項

- (1) 仕様書の疑義は、監督官の指示による。また特に指示がない場合であっても技術上当然なすべき事項は積極的に実施する。
- (2) 軽微な仕様変更による、契約金額の増減は行わない。
- (3) 本役務履行に必要な資器材及び材料は、全て請負者が準備する。また、サービス料についても賃貸借料に含むものとする。
- (4) 事故が発生した場合は、速やかに監督官へ報告する。
- (5) 役務実施箇所及び許可された場所以外への立入りは禁止とする。また、作業実施中に施等に損害を与えた場合は、速やかに監督官へ報告するとともに、請負者の責において復旧する。

8 特記事項

- (1) 賃貸借物品の据付け及び撤去は請負者が実施する。
- (2) 賃貸借物品に保険料を超える故障及び破損があった場合は、監督官との協議による。
- (3) 設置完了後、動作確認点検を行うものとする。

9 提出書類

官側から別途指示する。